東洋大学「経済論集」　30巻1号　2004年10月

18世紀ロンドンの衣料品小売商と破産手続
―「メアリ・ホール文書」の史料的性格―

道　重　一　郎

目　　次

1　は じ め に
2　「メアリ・ホール文書」の構成と大法官府裁判所
3　破産手続と「メアリ・ホール文書」
4　お わ り に

1　は じ め に

近代イギリスの商品流通に関する研究は、近年少しずつ進展してきているが、十分な成果を挙げているとはいいがたい。ジェフリーズ（Jefferys, 1954）やデイヴィス（Davis, 1966）らの古典的な研究以後、小売商業に関する検討は等閑視され、重要な進展が見られていないとされている。とりわけ18世紀における小売商業に関する研究の不十分さが指摘されている[1)]。しかし、最近これら古典的な研究に対する見直しが、徐々にではあるがおこなわれるようになった。

ウィンスタンレーによれば、批判は次の二つの方向に分類される[2)]。その一つは19世紀以降における移動商人の役割を再評価しようとするものであり、産業革命期における行商人の役割を重視したアレクサンダーの研究（Alexander, 1979）もこの中に位置づけられる。今一つは、産業革命期より前の段階における固定店舗の役割の再評価である。ジェフリーズらにあっては、この段階では依然として市場における取引の役割が大きく、固定店舗の役割は従属的なものにとどまるとする考えが強かった。しかし、固定店舗はとりわけ都市にあっては、市場に従属的な、あるい

1）Shaw（1992）pp. 1～2.
2）Winstanley（1994）pp. 238～239.

は補完的な役割にとどまらず、それ自体が主要な役割を果たすようになっていたと考える研究が進展してきている。

ウェリッシュは18世紀の後半における小売商業が、近代的といわれる19世紀の発展の持つ内容のかなりの部分をすでに備えていたと指摘している[3)]。ジェフリーズは、近代的な小売商業の発展の画期を19世紀半ば以降に置き、デパートやチェーンストア、あるいは生活協同組合などの出現にその特質を見ている。さらにデパートにおける商品展示の方法、現金支払いや定価制の導入などの販売形態を小売商業近代化の指標としている。しかし、これらの販売方法の多くが18世紀の段階で現れてきており、その意味では近代的商業経営はすでに18世紀にその姿を現しているとウェリッシュは指摘している。N.コックスも、16世紀から18世紀にかけての小売商業における包括的研究の中で同様な主張をおこなっており、やはり近代的商業経営の起源を18世紀に求めている[4)]。

こうした固定店舗の経営が18世紀に存在することを強調する背景には、この時期の消費財消費の拡大に関する認識の高まりがある。ロンドンを中心に、イングランド全体で見られた都市におけるショッピング街の形成は、この時期のイギリスにおける消費拡大を反映したものに他ならない。18世紀のロンドンは人口の増加に伴ってその市域を拡大する。東西に両方向に向かって行われた市域拡大のうちで、西方への拡大は主に富裕層を中心とするものであった。ロンドンの西郊に比較的豊かな社会層が移住し、その人口が拡大するにつれて、この地域にはファッショナブルな小売店舗が集まる繁華街が出現した。オックスフォードストリートやボンドストリート、コベントガーデン、ストランドなどがその例であるが、現在のロンドンにおける中心的なショッピング街の端緒がここにある。

産業革命に先行する18世紀の消費拡大が、産業革命の展開にどのような影響を与えたかに関しては議論のあるところであるが、少なくとも消費による商品需要の拡大が18世紀後半から19世紀における爆発的な生産力の上昇に強いインパクトを与えたことは疑いえない。N. マッケンドリックはこうした18世紀の消費拡大を「消費者社会の誕生」として位置付けたが、彼は新しい流行をいち早く受容した上流階層の消費が中流階層へ浸透する事によって拡大していく社会的模倣social emulation効果を強調した[5)]。レミアの古着による流行の拡大に関する研究もこれを補強している[6)]。だが、社会的上位の階層から単純に流行が下降することへの批判も存在する。C. キャンベルは、マッケンドリックの見解が上層から下層へと滴り落ちる現象として捉えていることを

3）Welsh（1999）pp.63 ～ 64.
4）Cox（2000）pp. 11 ～ 14.
5）Mckendrick（1982）pp. 52 ～ 56.
6）Lemire（1991）pp. 9 ～ 10. 但し、Lemire（1997）ではマケンドリック的な滴下現象論に対してはやや批判的となっている。pp. 121 ～ 2.

指摘したうえで、異なる社会層にはおのおの独自な社会的・美的意識が存在するのであって、流行が単純に上から下へ下降していくものと捉えることはできないと考えている[7)]。

上層からの流行が消費拡大の梃子になるのか、あるいはそれぞれの社会層に独自の価値意識が消費のあり方を規定するのかはともかくとして、こうした議論は 18 世紀イギリスにおける消費拡大が中流階層を抜きにして考えられないことを示している。人口的にも上層貴族層などよりもはるかに多く、同時に一定の消費余力を持つことによって、中流階層は消費拡大の中核となりえたのである。限られた必需品のみに抑えられていた消費財需要を拡大し、それまで一般的には消費されていなかった衣料品、食料品、食器、家具などを次々と自らの生活に取り入れることによって、日常生活の質の向上を図るとともに、国内需要の拡大に彼らの消費は大きく貢献したのである[8)]。そのなかでも特に婦人衣料品の消費は、この時期の消費の持つ意味を強く反映したものと考えられる。

そこで、この時期の衣料品商人の具体的な活動と顧客層の分析をおこなうことがこうした問題の解明のために必要となる。筆者は、18 世紀後半のロンドンで衣料品小物商の経営に関する史料を取り上げこうした視角からの検討をおこなっていこうと考えている。本稿では、実際の経営内容や顧客行動の検討をおこなう前提として、まず当該史料の性格を確定していく事にしたい。

2　「メアリ・ホール文書」の構成と大法官府裁判所

本稿で取り上げる経営史料は、ロンドンの新興商業地域であったウェスト・エンドの服飾小物商 milliner であり、ストランドの南の端で店舗を構えていた小売商メアリ・ホール Mary Holl の経営にかかわるものである。彼女は、遅くとも 1775 年初めにはアン・ターナー A. Turner という別の女性と共同で店舗の経営を行っていたが、同年暮にはパートナーシップを解消して独立の経営をおこなうようになっていた。しかし、この営業活動は決して長くは続かなかった。1777 年 12 月には、メアリ・ホールの営業用資産は受託者の手に移され、店舗それ自体での経営はしばらく継続されたが、この時点以降彼女は実質的に経営から排除されることになった。

本稿で分析の対象となる史料は、この約 3 年間にわたるメアリ・ホールの経営に関するものである。本稿で、以下「メアリ・ホール文書」と呼ぶこの史料は現在イギリス国立公文書館（PRO）に所蔵されており、C105-30 および C106-126 の分類番号を付された 2 箱の史料群からなっている。

PRO において、頭に C の文字を付された文書群は大法官府裁判所関係の裁判記録であり、「メアリ・ホール文書」もその一部である。「メアリ・ホール文書」の史料的特徴を明らかにする上で、

7）Campbell（1993）pp. 49 ～ 54.
8）道重（1999）82 ～ 83 頁。

大法官府裁判所 The Court of Chancellor の性格とその訴訟手続きを確認することが不可欠である。そこでまずこの裁判所の性格を明らかにしておきたい。大法官府裁判所は、普通法 Common Law にもとづくイギリスにおける伝統的な裁判所である王座裁判所 The Court of King's Bench や民訴裁判所 The Court of Common Plea などとは異なって、衡平法 Equity にもとづく裁判所であった[9]。この裁判所の起源は 14 世紀のエドワード 3 世にまで遡ることができるが、テューダー朝期になるとその権限はしだいに拡大し、普通法裁判所と対立するようになっていった。17 世紀における市民革命期の政治的変動の過程で同じ衡平法裁判所に属する星室裁判所 The Court of Star Chamber が国王権力の象徴的な存在として廃止されたのと同様に、大法官府裁判所も廃止に直面した[10]。しかし、大法官府裁判所は、その有用性のおかげで完全な廃止を免れ、クロムウェルの命令によって実質的な機能を存続させることができた[11]。衡平法裁判所においては、普通法裁判所では難しかった迅速で柔軟な審理が可能であったから、「悪名高い」星室裁判所においてすら同時代人の評価は決して悪いものではなく、大法官府裁判所は王政復古期以降になると完全にその機能を回復した[12]。

では、大法官府裁判所が普通法裁判所と、どのような点で異なっていたのだろうか。大法官府裁判所の訴訟手続きは、原告による英語での訴状 bill の提出に始まり、被告が原告と争うには訴状に対して答弁書を提出する必要がある。これらの訴状と答弁書は一括して訴答文書 pleadings と呼ばれる[13]。一方、普通法裁判所では特定の訴訟形式を選択し、これに対応した令状 Writ を取得しなければならない。原告の主張にあうような適当な訴訟形式が存在しなければ訴訟自体を提起することもできないし、誤った訴訟形式を選択すると原告は決定的に不利な状況に追い込まれた[14]。大法官府裁判所における訴訟は、普通法裁判所に比べてはるかに容易であった。

さらに大法官府裁判所の裁判では訴額が 10 ポンド以上もしくは年価値 40 シリング以上から可能で、また判決にいたる以前に差し止め命令 injuction の発行が可能であった。差し止め命令によって被告が現在おこなっている行為の進行を止めさせたり、原告にとって救済が不可能になる状況を作り出すような被告の行為をやめさせることができた。こうした点においても、民事訴訟において大法官府裁判所は普通法裁判所に比べて有用な側面があった。

9）衡平法は、普通法上では救済を与えられない事案について、国王の持つ司法権によって特別の救済を与えようとする司法制度であった。ハンベリ（1981）70 頁。普通法にもとづく諸裁判所と衡平法にもとづく大法官府裁判所は、最終的に 1875 年に統合された。フィーフット（1952）32 頁。

10）星室裁判所は、1641 年の長期議会において、また大法官府裁判所は指名議会において一旦廃止された。今井（1984）20 頁、189 頁。

11） Horwitz（1996）pp. 6 〜 7.

12）小山（1983）274 頁。中世においてはユース権、近世においては信託財産権において衡平法の適用は有用なものであった。

13）Horwitz（1996）pp. 3 〜 4.

14） ハンベリ（1981）168 〜 9 頁。

訴訟手続きは訴答文書がそろうと、原告の返答書や被告の再答弁書の提出がある場合を除き、証拠調べへと進む。証拠調べは原告、被告双方が指名した証人の証言によるものであり、審問官 Examiner の責任において実施された。同時にこの段階で帳簿類などを含む文書資料が提出されることになっていた。証言にもとづく証拠調べが終了すると、判事による聴聞 Hearing の段階に入る。この聴聞に先立って判事はその下僚である裁判所主事 Master of Ordinary に事件の詳細を照会し、主事は報告書を作成する。判決は通常の場合判事である大法官 Lord of Chancellor か副大法官 Master of Rolls によって、この報告書にもとづいておこなわれた。しかし、このような手続きを踏んで判決にまでいたる訴訟は決して多くなかった。17 世紀から 18 世紀の時期を通じて、第 1 段階である訴答文書の提出以後の史料を見出せない事件が 6 割から 7 割も存在する [15)]。もちろん史料の紛失などの可能性も存在するが、こうした点を考慮するとしても、かなりの事件が第 1 段階以降へ進まなかったものと考えられる。これは裁判所への提訴が、判決を得るというよりもむしろ紛争を非公式に解決するためのひとつの手段となっていた可能性が高いからである。他方、18 世紀に入ると最初に出された訴状を修正する修正訴状や補充訴状が増加する傾向にあり、被告側も答弁書に文書資料を添付することが多くなる。さらに聴聞の段階まで進むと裁判所主事への照会がおこなわれる割合が高くなり、文書内容は豊富になるが、訴訟のための時間と費用は増大する傾向を示している。時間と費用の増加は訴訟当事者をよりいっそう非公式の解決へと向かわせたものと思われる。

さて、「メアリ・ホール文書」はこうした大法官府裁判所の訴訟手続きのなかでどのように位置づけられるものであったのだろうか。上述のように同文書は C105-30 と C106-126 の 2 箱からなっているが、訴訟手続き上の記述を含む史料は前者に集中している。本来私文書であるメアリ・ホールの経営にかかわる史料が大法官府裁判所の史料として保存されるにいたった原因は、1777 年 12 月に彼女が破産した後、彼女の債権者間に紛争が生じたことに由来するものと思われる。しかし残念ながら、同文書には訴答文書も判決文も欠如しているため、具体的な紛争と訴訟の内容を明らかにすることはできない。そこで、「メアリ・ホール文書」のなかの訴訟に関する記述からどのような内容が推定できるかを検討していくことにしたい。

「メアリ・ホール文書」のなかで訴訟手続き上の日付がもっとも古いものは 1780 年 7 月 12 日付でメアリの債権者であるトーマス・クレメンツとピーター・ベラミが証拠資料の提出を約束した C105-30［16］である［以下、史料名は各々 C105-30 は C5、C106-126 は C6 と略記する］[16)]。この史料では原告名、被告名が省略されているのに対し、直後の 7 月 29 日付 C6［1］では原告およ

15）Horwitz（1996）pp. 25 ～ 26.
16）[] 内の番号は筆者が便宜的に付した整理番号である。以下本稿では C105-30 を C 5 と略記し、C5［16］等と記述する。また C106-126 も同様に記述する。

び被告全員の氏名が省略されずに記載されている。これによると、原告はジョン・ウィラン John Willan、ジョン・ホークスワース John Hawksworth、およびジョン・バーグウィン John Burgwin の 3 名で、被告はチャールズ・グリーンウォラス Charles Greenwollers、ジョン・プラウマン John Plowman、ピーター・ベラミ Peter Bellamy、トーマス・クレメンツ Thomas Clements、ジョセフ・ホール Joseph Holl、その妻メアリ Mary そしてウィリアム・ウォレス William Wolles の 7 名である。C6［1］の史料は、被告のうちグリーンウォラスとプラウマンが証拠文書の提出を宣誓したものであり、これによれば「1780 年 2 月 29 日、この訴訟に関する聴聞でなされた審問 inquiry や発表要求手続き discovery もしくは命令 degree にもとづく帳簿および帳簿類」を「この訴因における訴答文書」を除き、提出する事を約束している[17]。また、C5［16］ではトーマス・クレメンツとピーター・ベラミの両名が同様の文書を、「この訴因において正当とされた債務、またメアリ・ホールがこの両名に対して負うべき債務」に関する文書を除き、提出すると約束している。C5［16］で約束された文書は C5 の箱に含まれる C5［1］、［2］および C5［16］に添付された書類であり、すべて残存している。

文書提出に関する宣誓供述は、今ひとつ 1781 年 1 月 22 日付のホール夫妻によるものが残っている（C5［12］）。ホール夫妻はこのなかで帳簿類はほとんど手元に持っていないことを証言し、同時に彼女たち夫婦が提出することを宣誓した文書は、「この訴因にかかわっている大法官府主事の一人であるホルフォード氏のもとに残されている箱にある」と証言している。さらにこの文書はチャンセリーレーンのサイモンズ・インにあったホルフォードの事務所で宣誓証言したことがホルフォード自身によって確認されている。訴訟関係の「メアリ・ホール文書」のなかで最も古い、冒頭に上げた 7 月 12 日付文書（C5「16」）の取り扱い主事はブルックネルズという別の人物であるが、その後の C5［12］、C6［1］はともにホルフォードのサインがあり、彼がこの訴訟を担当していたものと思われる。したがって、「メアリ・ホール文書」の中心になる史料は、1780 年 2 月以前に訴答文書の段階を終え、証拠調べを経て判事の聴聞の過程で、裁判所主事に対してなされた照会のなかでおこなわれた宣誓供述および提出文書と考えられる。

さて、「メアリ・ホール文書」の大部分は上述の C5［16］および C6［1］に添付された文書一覧表に記載されたものである［**第１表、第２表**］。C5［12］の添付一覧表に記載された文書に関してはその半分程度が含まれるだけであり、他方これらの 3 種の一覧表には含まれない史料もこの史料群には存在している［**第３表**］。このうち C5［16］で提出を約束された文書は、基本的にメアリ・ホールの在庫資産状況に関するものであり、これに対して C6［1］で提出を約束されたものは彼女の実際の経営で記帳された顧客別売上帳などを含む経営文書である。一方、一覧表に含ま

17）ここで提出を約束された文書は、一覧表が添付されて A ～ H の 8 種類が記されており、C6 の箱にはこのうち C を除いて全てが収録されている。

第１表　C105-30に含まれ、現存している史料一覧

整理番号	内　　容	日　　付	資料提出*	備　　考
C5[1]	Mary Hollの在庫目録	1778年１月16、17、19日	C5［16］	Clementの債務に関する審査
C5[2]	Mary Hollの在庫目録	1778年１月19日	C5［16］	同上、M.Hortonによる売値評価額の集計
C5[3]	領収書	1777年９月～12月	なし	
C5[4]	在庫調査	1776年８月	なし	
C5[5]	在庫調査	1777年８月	なし	Bellamyによる．既製品など．
C5[6]	在庫要約	1777年８月14日	なし	
C5[7]	在庫調査	1776年８月13日	なし	Bellamyによる．既製品、レースを除く．
C5[8]	在庫調査	1777年８月14日	なし	店舗所有権移転、支払方法
C5[9]	A.JeffreysとJ.Hollの合意	1776年１月16日	C5［12］	資産状況調書
C5[10]	貸方借方対照表	1776年8月14日、77年8月14日	C5［12］	A.ターナーへ売却
C5[11]	Jefferysの資産目録	1775年２月５日	C5［12］	証拠文書の提出
C5[12]	Holl夫妻の宣誓供述書	1781年１月12日	―	
C5[13]	M.Hollによる債権者集会への請願	1778年３月27日	C5［12］	
C5[14]	債権者集会の反応	1778年３月27日	なし	
C5[15-1]	Plowman宛M.Hollの書簡	1778年４月３日直後	C5［12］	
C5[15-2]	Plowman宛M.Hollの書簡	1779年１月14日	C5［12］	
C5[15-3]	Plowman宛M.Hollの書簡	1779年１月４日	C5［12］	右両名による証拠文書の提出
C5[16]	Clement、Bellamyの宣誓供述	1780年７月17日	―	
C5[16-1]	レース在庫調査	1778年１月？	C5［16］	
C5[16-2]	債権額調査	1778年１月？	C5［16］	
C5[16-3]	レース在庫調査	1778年１月？	C5［16］	

*C5［12］とC5［16］は証拠書類の提出を宣誓したもの。「資料提出」欄はどちらの史料で提出を約束したかを示している。
なお、同欄で「なし」は史料が現存しているが、いずれの宣誓供述の提出リストにも含まれていないことを示す。

第２表　C106-126に含まれる史料一覧

整理番号	内　　容	日付、期間
C6[1]	Greenwollers, Plowmanの宣誓供述書	1780年７月29日
C6[2]	Plowman宛M.Hollの書簡	1780年？３月21日
C6[A]	日課表	1777年1月29日～12月7日、78年3月4日～5月20日
C6[B]	顧客別売上帳	1775年５月９日～1778年４月30日
C6[C]	現金受取帳簿	残存せず
C6[D]	現金出納帳	1777年３月24日～1778年３月28日
C6[E]	顧客別売上帳	1777年12月２日～1778年５月19日
C6[F]	Hollの営業用什器一覧	1778年２月18日
C6[G]	Hollの在庫一覧	1778年１月16、17、19日
C6[H]	HollからBellamy, Clementへの資産譲渡証書	1777年12月８日

（注）C6［1］で提出を宣誓した史料はA～Hまでであるが、Cは残存していない。また、C6［2］は提出リストに含まれていない。

れない文書の大部分は他の文書の作成の前提になる基礎的な資料と考えられる。例えば C5［7］の 1776 年８月の在庫調査は C5［4］の在庫調査の基礎資料となっており、さらにこの在庫調査は

C5［10］における1776年の貸方借方対照表（資産状況調書）のもとになっていたと考えられる。こうした関係は1777年においても、C5［5］（既製品在庫調査）、C5［8］（既製品を除く在庫調査）→C5［6］（在庫品要約）→C5［10］（1777年の貸方借方対照表＝資産状況調書）というように、同様に存在している。さらに提出を約束された文書間でも同じような関係が見られる。断片的な文書3点からなるC5［16］のNo.1～3は1778年1月の在庫目録であるC6［G］の基礎資料であり、C5［2］と内容は同じである。このC6［G］とC5［2］をもとに、1778年1月19日付けで作成された破産後の総合的な資産目録が作られたものと考えられる（C6［1］）[18]。

こうした事情に加えて、「メアリ・ホール文書」の性格をやや複雑にしている原因はC5［1］および［2］の表紙に記された注意書きである。ここでは「ウィラン対グリーンウォラス」とのみ書かれており、他の原告、被告の氏名は一切に述べられていないし、日付も1784年10月30日である。しかしC5［1］には、「Aの文字の付された大理石模様で装丁された帳簿は、トーマス・クレメンツによってこの訴因においてなされた債務調査により、言及され、参照されたものであり、彼によって宣誓された」と記され、C5［2］についても同様の記載がある。また、これを取り扱っている裁判所主事もやはりホルフォードである。このことは1780年の日付で文書提出の宣誓供述がおこなわれた訴訟とは別に、ウィランとグリーンウォラスとの間で新たな訴訟が提起され、80年の訴訟で用いられた史料がこの84年の訴訟に流用されたことを示している。

第３表　整理番号C5‐12の史料（宣誓供述）で提出を約束し、リストアップされた資料とその残存状況

史料での番号	整理番号（史料の残存状況）	内　　容	備　　考
No.1	C5[10]	貸方借方対照表	
No.2	なし	M.Hollの約束手形	
No.3	なし	M.Hortonによるレースの在庫確認（1777年4月2日）	Hortonによる売値評価額
No.4	なし	GreenwollersがM.Hollに預けたレースの目録	Greenwollersが回収
No.5	なし	請求書	
No.6	なし	被譲渡人への注文書	
No.7	C5[13]	M.Hollの債権者への請願書	
No.8	なし	M.Hollが支払った金のGreenwollersの領収書	
No.9	なし	被譲渡人のレース発注書	
No.10	C5[9]	A.TurnerとA.Jefferysの資産譲渡証書	
No.11	C5[11]	A.Jefferysの資産目録	
No.12	なし	家計上の帳簿	２冊
No.13	なし	1775年２月から1777年３月までの現金出納帳	
No.14	なし	同、1777年12月から1778年５月末まで	M.Hortonにより記載されたもの
No.15	C5[15-1～3]	M.HollのJ.Plowman宛書簡	３通

18）C5［1］とC5［2］には元来それぞれに「A」「B」という記号が付されているが、ここでは便宜的にC5の文書は通し番号を振る事にした。なお、C6の史料は「1」「2」を除き「A」～「H」の記号が付されているので、こちらはこの記号を優先した。（なお、「C」は欠如）

このようなことから、現在イギリス国立公文書館に保存されている「メアリ・ホール文書」は、まず基本的に大法官府裁判所における 1780 年の訴訟に際して、裁判所主事に対する事件の照会の過程で収集されたものであると推定される。しかし、これらの文書の一部がその後提起された 84 年の訴訟に流用されたため、史料の移動が起こり 80 年の訴訟で収集された史料の一部が紛失したものと思われる。ことに裁判所主事が 80 年の訴訟と 84 年の訴訟とで同一のホルフォードであった C105 関係の史料について紛失の可能性が高い。反対に C106 の史料は、別の訴訟に流用されず裁判所主事がブルックネルズで異なっていたこともあり、史料の散逸を免れ、C6［C］を除けば C6［1］に記載された史料が全て残存する事になったと思われる。

以上の整理から、「メアリ・ホール文書」は服飾小物商メアリ・ホールの経営にかかわる文書であるにもかかわらず、その破産事件そのものの裁判記録ではないことが明らかになった。むしろ、メアリ・ホールの債権者間の紛争に彼女が巻き込まれたことによってこの史料が大法官府裁判所史料として保存される事になったのである。そこで、次にメアリ・ホールとその債権者との関係、また破産とかかわる過程を検討することにしたい。

3　破産手続きと「メアリ・ホール文書」

17 世紀以前のイギリスにおいて、破産は詐欺的な行為であるとするのが一般的な理解であった。つまり正直な債務者は債権者の要求にできるかぎり従うものであると考えられ、要求に応じない債務者に対していかにして支払いを強制する事ができるかが中心的な課題であった。この結果として制定されたものが 1543 年法（34 & 35 Hen. VIII, c. 15）であり、これに続く 1570 年（13 Eliz I, c.7）や 1604 年（1 Jac. I, c.15）の立法も同様な傾向を指向している。しかし、17 世紀末から 18 世紀初頭の時期になると経済活動の活発化、拡大にともなって経営者本人の責任のみに帰せられない不可避的な破産の存在がしだいに認められるようになった。もちろんこの段階にいたっても破産は不正なもしくは不正直なものであるという疑念や批判がなくなったわけではない。しかし不可避的な支払不能に対しても考慮した立法措置がしだいに講じられるようになっていく。

1706 年に制定され、1732 年以降は永続的に効力をもつようになった破産法はこうした考えにもとづいている[19]。これらの法律では、正直な破産者を過酷な債権者から守るとともに、ある程度の商売上の失敗は不可避なものであり、必ずしも不健全なものではないという認識に立っていた。しかし、破産者に対する不信は決して容易に解消されなかった。この間の事情は、同時代人であったダニエル・でフォーの叙述に垣間見る事が出来る。デフォーは「詐欺的な破産に対して

19）Hoppit（1987）pp. 19 ～ 20. 4 & 5 Anne, c. 17, 5 Geo. II, c. 30. また Daunton（1995）p. 251 をも参照。

処罰するきわめて正当な大義が存在する」として債務者がその資産を隠し、「宣誓したにもかかわらず、彼の財産の十分な説明をおこなわず、その債権者を欺くために意図的かつ意識的に財産の全部または一部を隠すような場合には、重罪として死を与えられるべきである（傍点は原文イタリック）[20]」と強く主張している。こうしたデフォーの主張は債務者の保護という考えに対する批判がなお強く存在したことを示唆している。

その一方でデフォーは破産者保護の立法を好意的に評価している。デフォーに従えば、これらの法律が施行される以前には事業の失敗は陰鬱で悲惨なものであった。債権者に支払うべきものも債権者の救済になるものをも残さず、商売人から全てを奪い、家族は離散する事になった。しかし、新しい法律は商売人を苦悩から救い出し、営業に復帰する事をも可能とした。デフォーは、「哀れな支払不能者が全てを引き渡すときには……破産者に対する一種の正義があるように思われる。彼は法を満足させ、犠牲者として与えられるべき権利があり……今一度この世で努力し、可能なら災禍から回復する事ができ、彼のパンを得るかもしれない[21]」と述べている。

たしかに新しい法律は破産者側に有利に見えるが、債務者の悲惨な状態を全て無くすものではない。この法律の性格は本来債務者ではなく、債権者の効果的な救済を行うためのものであって、債務者の利益を一方的に守るものではない。デフォーはこうした認識に立って、経営の困難な状況に陥った場合に、できるだけ速やかな事業の清算と再建とを薦めている[22]。つまり正直な商売人を事業の破綻から救済し、再度挑戦する機会を与える手段が必要であり、債権者の権利を認めながら債務者の救済の道を開く1706年以降の立法措置をデフォーは擁護したのである。

それでは破産処理の具体的な手順はどのようなものであったのだろうか。1706年法では、もともと訴額100ポンド以下は取り扱わなかったし、大法官府裁判所は20ポンド以下の訴訟は取り扱わなかったので、こうした少額の債権回収は請願裁判所 The Court of Request などが扱った。また、「メアリ・ホール文書」における債権債務関係のような100ポンド以上の債務が問題となる場合にも、全てが最初から裁判に持ち込まれたわけではない。むしろ裁判所を利用した法的整理＝破産よりも私的な示談にもとづく債権処理のほうが好まれる傾向にあった。これは破産法にもとづいて設置される破産委員会の機能が極めて非効率で、その手続きにかかる費用も膨大になることに原因があった。訴訟の長期化と費用の増大は結局、本来債権者に帰すべき配分金のかなりの部分を食いつぶすことになりかねず、こうした事態を避けるためにはむしろ示談という手段を選択するほうが効果的であったのである[23]。デフォーも債務者が正直に債権者と対応して資産を公

20）Defoe（1725）p. 165.
21）*Ibid.*, p. 166.
22）*Ibid.*, pp. 68 ～ 69.
23）Hoppit（1987）pp. 37 ～ 40.

開することを通じて、破産委員会の設置にいたらないようにすることを薦めている[24)]。

債務者の支払不能に対する対応は、もしこうした事態が一時的な現金不足に原因があるならば、経営を継続させながら債権を回収するほうが好ましい場合も多かったと思われる。このような場合には、債権者と債務者が許可状 The letter of licence を交わして事業の継続に合意し、債権者は監察証書 The deed of inspection にもとづいて債務者の経営状況の実態を追跡、調査しながら債権を確保しようとするのである[25)]。

しかし、経営が完全に行き詰まっていることが明らかな場合には、債務者の資産を処分して債権を回収する事になる。こうした場合には、債務者の資産は一人もしくは複数の債権者に委譲され、彼らは受託者として債権者全体から資産の処分と債権の回収、そして分配の責任を委ねられた。このような債権回収の過程に入るには、まず第一に債権者全体の合意が必要であり、この過程を円滑に進行させるためには債権者間の不満を少しでも残さないようにしなければならなかった。少しでも不満が残るときには資産の処分や回収した資金の分配に困難が生じたのである。さらにこの手続きは受託者が基本的に当該する債権・債務関係にかかわっている人間であり、第三者による処理ではなかったために、不正の介在する余地を残した。受託者が不正をおこない、一方的に自らに有利に処理を進めるのではないかという不信の生じる可能性が高かった。こうした不信が生じると債権者間の合意が成立せず、法的な整理へと向かうことになる。本稿が問題としている「メアリ・ホール文書」はこのような債権者間の紛争の過程で収集された文書であり、いわば債権者同士の不信の産物であった。

法的整理に入った破産処理はおおよそ次のような過程をたどることになる[26)]。まず、債権者による大法官府への訴願によって手続きが開始される。その際に供託金が 20 ポンド必要であるが、同時に債権者は破産委員会の開催を準備し、その費用を支弁しなければならなかった。大法官は破産委員 5 名を選任し、破産法の対象として妥当であるかどうかの審査を命じる。委員会は破産対象者が営業をおこなう者 tradesmen であるかどうか、一人あたりの債務が最低 100 ポンド（債権者が 2 人では 150 ポンド以上、3 人では 200 ポンド以上）あるかどうか、そして債務者が債務支払を免れるために不当な行為をしたか、などについて審査がおこなわれる。

審査の結果、破産法に適合的であると判断されると、『ロンドン雑報』London Gazette に告示され、債権者の家屋の捜索と資産の没収がおこなわれる。その後、債権者集会が開かれて債務者の資産が委譲される者、つまり管財人が選任される。彼らによって債務者の資産が処分され、債権の額に応じて債権者に資金が配分される。資産の没収の後、債権者の五分の四の賛成があれば、

24）Defoe（1727）p. 167
25）Hoppit（1987）p. 29.
26）*Ibid.*, pp. 35 〜 37.

債務者は債権者から自由になり、同時に配分額が債権1ポンドあたり8シリングを超えれば、回収した資金のなかから最大で200ポンドが債務者の手元に残された。こうして債務者は新しい生活を始めることができるのであり、場合によっては商売を再開することも可能となったのである。

破産の手続きが順調に行けば、このような手続きを踏んでいくことになる。しかし、実際にこうした手続きが常に順調におこなわれていたわけではない。メアリ・ホールの場合にもかなり複雑な経過をたどっている。そこで、具体的にホールの経営の破綻とその後の処理の過程を追跡することにしよう。

1777年12月8日、メアリ･ホールの営業用資産およびストランドの店舗にかかわる権利が、メアリ自身および夫ジョセフの同意の元で、債権者であるピーター･ベラミとトーマス･クレメンツに対して譲渡される（C6［H］)。譲渡証書によれば、メアリは支払不能の多額の債務を抱えており、これら債務をこの両名および他の債権者へ弁済するために、この両名に対して資産その他を譲渡するとされている。つまり、ベラミとクレメンツは受託者 asingnee として債権者の信託にもとづいて資産を処理し、債務支払の責務を担ったのであり、そのうえでこれらの債務の処理が終わった後、資金の残余があればメアリに対して支払をなすことをこの両名が約束しているのである。譲渡証書にはメアリの資産に関する抄録、メアリに対する買掛金を主とする債務を負っている者のイニシャルと金額、またメアリに対する債権者の氏名と金額などに関する資料が添付されている。

C6［H］の譲渡証書に添付されているこれらの史料によれば、12月8日の時点でメアリ･ホールの資産は923ポンド6シリング、メアリの持つ顧客に対する売掛金を中心とする債権総額は債務者56名に対して548ポンド15シリングである。またメアリの負うべき債務は債権者18名に対して総額1092ポンド19シリングとなっている。ここで示された金額が正当なものであれば、メアリの資産は債権を含めて1472ポンド1シリングであり、債務の総額を明らかに上回っている。メアリは、不良な債権が存在しないとすれば、少なくともこの時点では債務超過によって破産したわけではないのである。

メアリ･ホールは翌年の3月27日に開催された債権者集会に対して、営業の継続を嘆願している（C5［13］)。しかし債権者集会の反応は冷ややかなものであって、在庫900ポンドに対する支払の保証をメアリがおこなわないかぎり、彼女の提案は認められがたいとするものであった（C5［14］)。この間、店舗の営業がどのようになっていたかは明らかでない。1777年から78年にかけての現金出納帳では77年12月から翌年の3月までの記録が存在しておらず、この期間の営業は中断していた可能性が高い（C6［D］)。78年4月以降になるとメアリの使用人であったメアリ･ホートン Mary Horton らによってレースの在庫調べもおこなわれ、現金出納帳の記載も復活しているので、この時点から営業が再開されていたと思われる。

ホートンがレースの在庫確認をおこなった４月２日の翌３日に、債権者の一人であるグリーンウォラスが店舗からレースを持ち去るという事件が起こる。こうした事件の起こること自体、メアリ･ホールの債権者間で債務の弁済計画に関する合意が十分におこなわれていなかったことを物語っている。この事件の直後にメアリが債権者の一人プラウマンに宛てて送った書簡からもこうした事態が推測される。この書簡によると、メアリ･ホールは彼女の取引先と受託者（ベラミとクレメンツ）との間に紛争があったこと、とりわけプラウマンとグリーンウォラスの圧力および彼らと夫ジョセフとの関係が彼女の経営を危機に陥らせたと主張している（C5［15-1］)。また債務のうち340ポンドは夫に対する負債であり、受託者のもとに現在ある彼女の資産を上手に販売することを通じて、在庫に対する買掛金によって生じた債務を分割払いによって完済することが可能であると主張している。これらのメアリの主張から見る限り、ベラミとクレメンツらに対する経営資産の譲渡が、彼女自身の経営上の問題から生じたというよりも、夫ジョセフを含むメアリの債権者や納入業者たちの間に生じた争いから発生した可能性が大きいように思われる。

しかし、紛争はこれだけにとどまらなかった。翌年の1779年１月４日付でプラウマン宛てに送った書簡のなかで、メアリ･ホールは彼女の継承的財産権設定契約 marriage settlement にもとづく債権者たちが、夫ジョセフよりも優先的に支払われるべき権利があると主張し、要求が満たされない場合には債権者およびこの契約の受託団が大法官府の次期開廷期に訴状を提出すると意思表示していることを明らかにしている（C5［15-2］）[27]。この訴状の提出が実際におこなわれたとすれば、最も早くて同年１月のヒラリー開廷期（11日～31日）におこなわれたはずである[28]。またこの訴状が1780年２月の公聴会と同一の事案であったとすれば、原告は前節で見たようにウィラン、ホークスワース、バーグウィンであり、被告はホール夫妻とグリーンウォラス、プラウマン、ベラミ、クレメンツ、ウォレスであるはずである。

これらの点から、最初の紛争はベラミ、クレメンツにメアリの資産が譲渡されたことに関して、彼らとおそらく夫のジョセフの債権者であるグリーンウォラス及びプラウマンとの間に起こったものと考えられる。グリーンウォラスもプラウマンもともに1777年12月の債権者一覧には登場していないから、彼らはメアリというよりもジョセフの債権者であったと考えられる。ジョセフとメアリ夫妻の資産をめぐる紛争にさらに第三者であるウィランとホークスワースが介在することによって、本件訴訟が提起されることになった。彼らの性格は明らかではないが、残存する史料から推定すると継承的財産設定にもとづく受託団の可能性が強い。

27）この時代においては、女性の財産権は普通法上婚姻により夫に移転するが、妻が所有していた結婚以前の財産を衡平法上の継承的財産権設定契約にもとづいて受託団に委託することにより妻の財産を保全することが可能になった。通常、多少の財産のある女性はこうした形での財産の保全に努めたといわれている。ハンベリ（1981）180頁。

28）大法官府裁判所は、普通法裁判所と同様にミクルマス Michaelmas（11月２日～25日）、ヒラリー Hilary（１月11日～31日）、イースター Easter（４月15日～５月８日）、トリニティ Trinity（５月22日～６月12日）の４回の開廷期が存在した。Horwitz（1998）p. 11.

1780年の訴訟では、すでに見たように7月12日にベラミとクレメンツからの証拠資料の提出、7月29日にはグリーンウォラスとプラウマンからの証拠提出が続き、最後に1781年1月22日にホール夫妻による証拠資料の提出がおこなわれている。そしてこの訴訟の原告の一人であるウィランと被告の一人であるグリーンウォラスとの訴訟が、しばらく時を隔てて1784年ごろに提起されることになった。つまり、「メアリ・ホール文書」は単なるメアリ自身の破産処理事件にかかわるものではない。また、破産の私的な整理が大法官府裁判所による法的な整理へ移行し、その過程で収集されたものでもない。一連のメアリ・ホールをめぐる紛争は、彼女の経営資産に関する受託者であったベラミとクレメンツによる私的な整理が、夫ジョセフの債権者であるグリーンウォラスらの反対で失敗し、その後法的な破産手続きに入るが、訴訟の本件であるメアリの継承的財産設定契約の受託団による訴訟が提起され、最後にウィランとグリーンウォラスとの裁判へと展開していったのである。

ウィランとグリーンウォラスとの訴訟がどのような原因によって発生したものであるか推察することはできない。しかし、メアリ・ホールの経営資産の処理が何らかの関連をもったことだけはたしかである。いずれにせよ、「メアリ・ホール文書」は1780年訴訟の過程で収集されたものが中心であって、84年の訴訟に一部が流用されたものであることは明らかである。それぞれの証拠資料提出に関する宣誓供述に添付されたリストに含まれないいくつかの断片的な資料も、おそらくどちらかの訴訟の史料として収集されたものであると思われる。

4　おわりに

以上のように「メアリ・ホール文書」は、ロンドンのウェスト・エンドに店舗を構えた衣料品小売業者が、債権者、夫、あるいは継承的財産設定契約の受託団などに絡む紛争に巻き込まれたことによって引き起こされた裁判の過程で収集されたものである。メアリ・ホール自身の経営それ自体も順調であったとは言いがたいとしても、それ以上に彼女を巡る人間関係が複雑な債権・債務関係を生み出し、その結果彼女の経営も破綻を余儀なくされたものと思われる。

残念ながら一連の訴訟がどのような結末を迎えたかを語ってくれる史料は残されていない。しかし、この「メアリ・ホール文書」に集められた史料群には顧客別売上帳、日課帳、現金出納帳、資産目録などの広範な史料が含まれている。仕入れ台帳などを欠いているとはいえ、18世紀の後半における小売業経営の分析にとって貴重な材料を提供しているものであることは疑いない。

特に服飾小物商は、消費者の需要動向に応じた、流行に敏感な営業が求められた職種であり、その点で18世紀末の時点における流行や消費の動向を探る上で有益な史料でもある。また、メアリ・ホールが女性であった点も、この時期のロンドンの商業世界において女性がどのような役割

を果たしたかを明らかにするために、無視できない貴重な史料である。

本稿では、メアリ・ホールの営業活動の具体的な分析には立ち入らず、史料収集の過程とその性格のみを明らかにすることに努めた。今後、実際の営業内容と顧客動向に関する具体的な分析が次の課題となる。

[参考文献]

Primary Sources

Public Record Office（Kew）C105-30, C106-126

Source in Print

Defoe, D.（1725）*The Complete English Tradesman* Vol. I

――（1927）*The Complete English Tradesman* Vol. Ⅱ

Secondary Sources

Alexander, D.（1970）*Retailing in England during the Industrial Revolution*（London）

Campbell, C.（1993）“ Understanding Traditional and a Modern Pattern of Consumption in 18th Century England ” in Brewer & Porter（eds.）*Consumption of Goods*（London）

Cox, N.（2000）*The Complete Tradesman*（Aldershot）

Daunton, M. J.（1995）*Progress and Poverty*（Oxford）

Davis, D.（1966）*A History of Shopping*（London）

Hoppit, J.（1987）*Risk and Failure in English Business, 1700-1800*（Cambridge）

Horwitz, H.（1998）*Chancery Equity Records and Proceedings 1600-1800*（Kew）

Jefferys, J. B.（1954）*Retail Trading in Britain 1850-1950*（Cambridge）

Lemire, B.（1991）*Fashion's Favourite*（Oxford）

――（1997）*Dress, Culture and Commerce*（London）

Mckendrick, N., Brewer, J. & Plum, J.（1982）*The Birth of a Consumer Society*（London）

Shaw, G.（1992）“ The Study of Retail Development ” in Shaw & Benson（eds.）*The Evolution of Retail System c.1800-1914*（Leicester）前田重朗他訳（1995）『小売システムの歴史的発展』（中大出版会）

Walsh, C.（1999）“ The Newness of the Department Store ” in Crossick & Jaumain（eds.）*Cathedrals of Consumption*（Aldershot）

Winstanley, M.（1994）“ Concentration and Competition in the Retail System c.1800-1990 ” in

Kirby & Rose（eds.）*Business Enterprise in Modern Britain*（London）
今井　宏（1984）『イギリス革命の政治過程』（未来社）
小山貞夫（1983）『イングランド法の形成と近代的受容』（創文社）
ハンベリ、G. H.（小堀憲助訳）（1981）『イギリスの裁判所（改訂版）』（鳳舎）
フィーフット、C. H. S.（伊藤正已訳）（1952）『イギリス法』（東大出版会）
道重一郎（1999）「イギリス中産層の形成と消費文化」関口尚志、梅津順一、道重一郎編『中産層文化と近代』（日本経済評論社）